

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)  
の翌日

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、次の規約により鳥取県東部広域行政管理組合の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

#### （委託事務の範囲）

第一条 鳥取県東部広域行政管理組合（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

#### （経費の負担及び予算の執行）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、鳥取県自治研修所運営審

### 目 次

#### ◇ 告 示

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約（人事課）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

土地改良事業の認可（七件）（農村整備課）

土地改良事業計画の変更の認可（〃）

第六次鳥獣保護事業計画の樹立（造林課）

保安林の指定の解除予定（五件）（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

都市公園の区域の変更（二件）（都市計画課）

都市計画の変更に係る図書の縦覧（二件）（〃）

開発行為に関する工事の完了（〃）

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（港湾課）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防利水課）

鳥取県指定金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗

の名称等の一部改正（会計課）

議会の意見を聴いた上、甲の理事会（以下「理事会」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見積書及び研修計画書を理事会に送付するものとする。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに理事会に提出するものとする。

（決算の場合の措置）

第五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第五項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を理事会に通知するものとする。

（連絡会議）

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて理事会と連絡会議を開くものとする。ただし、理事会の申出がある場合においても、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に

通知しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 理事会は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を告示するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

鳥取県告示第二百七十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

指定 番号	種 別	書 類	
		題 号	発行 記号等
2584	雑誌その他 の刊行物	窓の面次挿入 幼徳のECCSTASY	H C - ナ C
2585	"	maspet 大胆不敵な恋 天地無用の帯を恐れぬ不屈き性交	H C - ナ B

表示された発  
行所名

アリス出版

アリス出版

2586	"	美少女通信 No.18	B T ー 5 ー G	Do 企画
2587	"	タッチ VOL.17	T T ー 5 ー G	Do 企画
2588	"	スプーン女子大BEST10	S P ー 5 ー G	Do 企画
2589	"	乱れ牡丹 女子高生遊び上手	H B ー ト ヲ	Do 企画
2590	"	好きにして 姫まんたら	H C ー ナ ヲ	Do 企画
2591	"	Dorime 裏写世界の淫花たち 淫水不倫噴射	D M ー 5 ー G	童里夢社
2592	"	Juicy	S J ー 5 ー G	童里夢社
2593	"	チェイス 激進極大発射11	C S ー 5 ー G	童里夢社
2594	"	フルーツ	H B ー ト 3	童里夢社
2595	"	麗春花	H C ー ナ 2	童里夢社
2596	"	スキップ	H C ー ナ 3	童里夢社
2597	"	コスモス通信 1月増刊号 ヤング・ギヤルズC体験	雑誌 1 3 9 6 4 ー 1	考友社出版株式会社
2598	"	CITY PRESS No.4	雑誌 0 2 1 9 0 ー 1/15	株式会社東京三世社
2599	"	ビデオボーイ 4月号	雑誌 0 7 6 9 7 ー 0 4	英知出版
2600	"	キャシー 4月号	雑誌 ト 1 2 9 5 5 ー 4	銀白夜書房
2601	"	ザ・ベストMAGAZINE 4月号	雑誌 ト 1 4 0 0 3 ー 4	KKベストセラーズ

2602	"	アツナル通信 4月号	雑誌 0 1 5 5 9 ー 4	三和出版株式会社
2603	"	さくらんぼ通信 4月号	雑誌 1 4 0 1 8 ー 4	大洋図書
2604	"	ギヤルズ通信 4月号	雑誌 ト 1 2 8 0 5 ー 4	株式会社日本出版
2605	"	漫画大悦楽号 4月号	雑誌 0 8 3 1 7 ー 4	徳笠舎出版社
2606	"	漫画ラフトマニア 4月号	雑誌 ト 1 8 3 9 3 ー 4	株式会社蒼竜社
2607	"	漫画ピラニア 4月号	雑誌 ト 1 8 3 4 1 ー 4	辰巳出版株式会社
2608	"	漫画サイソキ 4月号	雑誌 1 8 3 7 5 ー 4	株式会社東京三世社
2609	"	漫画ラフペンチ 4月号	雑誌 ト 0 8 4 4 3 ー 4	株式会社日本出版

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項に  
 従つて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良  
 事業(第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農道整備)を昭和六十  
 二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により  
 告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大河源地区農業用排水）を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（向山農道）地区農道整備）を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備）を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備）を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（沢農道）地区農道整備）を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業員田地区農業用排水）を昭和六十二年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）野井倉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定に基づき、第六次鳥獣保護事業計画をたてたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 鳥獣保護事業の期間

昭和六十二年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで

二 第六次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、鳥取県鳥取地方農林振興局林業課、鳥取県八頭地方農林振興局林業課、鳥取県倉吉地方農林振興局林業課、鳥取県米子地方農林振興局林業課及び鳥取県日野地方農林振興局林業課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字尾出見三四六の九・三四六の一〇・三四六の一四・三四六の一五・三四六の二三・三四六の三〇・三四六の八九・三四六の九一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小州ヨリ羹谷迄九四一の一六八から九四一の一七〇まで・九四一の二四〇・九四一の二四二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字牛子山一三五四の一・一三六四の四（以上二  
筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字菅ノ塔山三二九の三（国有林）、字栗木田  
下モ三五四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 起業者の名称

西伯町

二 事業の種類

西伯町森林公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡西伯町大字下中谷字小谷、字菅沢、字菅沢山、

字カンナ山及び字ヒカラン奥地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第百九十三号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市布勢、桂見、里仁及び大桶

三 変更に係る区域

鳥取市里仁字後谷奥、字尺八谷の一、字岩ヶ谷の二及び字岩ヶ谷の一並びに大桶字村土居の一地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和六十二年四月一日



〔別紙図面〕は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十四号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津、大字下浅津、大字光吉、大字南谷及び大字

長瀬並びに東郷町大字藤津

三 変更に係る区域

東伯郡羽合町大字南谷地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和六十二年四月一日

〔別紙図面〕は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画都市高速鉄道日本国有鉄道湖山基地

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

鳥取市湖山町東五丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十條第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路一・四・一号 羽合泊線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

東伯郡羽合町大字久留字樋口下、大字橋津字下河原、大字赤池字下河原、字四郎三堀、字三ツ石、字墓廻り及び字川端、大字上橋津字手崎、字前田及び字向山、大字南谷字ヒジリ、字大谷、字馬ノ山、字ナル、字二ノ下イヤガ谷、字夫婦塚、字勝負谷、字興谷、字中山、字大山、字大山谷、字新林及び字二ノ琴引並びに大字字野字乳母ケ谷、字馬隠、字下馬山、字中馬山字中馬山二、字上馬山、字七曲り及び字僧ケ谷並びに泊村大字字僧ケ谷、字シャラ、字正来、字二ノ瀧、字高平、字瀧、字清水、字字野谷、字池田平、字向山、字中林、字澤、字池田、字比方及び字ナハナミ、大字原字三ノ北谷、字二ノ北谷、字北谷、字水神及び字渡場並びに大字園字浜山

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年三月十二日 鳥取県指令受都計三―三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡関金町大字関金宿字下天王

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留一九一―

鳥取県中部町村土地開発公社

理事長 湯村良章

鳥取県告示第二百九十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに關する工事のしゅん功を認可したので、同條第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十一年三月十七日 鳥取県指令受港第一三八号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十二年三月二十六日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九一八地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点と①の地点とを結ぶ昭和六十年の春分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 岩美郡岩美町大字田後地先の田後灯台（北緯三五度三五分

三四・〇六秒東経一三四度一九分〇八・六九秒）から二〇九

度四一分一八秒三二〇・二メートルの地点

②の地点 ①の地点から六九度三〇分四五・六メートルの地点

③の地点 ②の地点から一六一度〇一分一〇・四メートルの地点

(三) 面積

二三七・一五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第二百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 名称

覚寺地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市覚寺字切石二八五の一部、二八五一一の一部、二八五一一の一部及び二八六一一の一部、字土居ノ前四〇六の一部、四〇七一の一部及び四〇七一二の一部、字下土居四〇八一、四〇八一二、四〇九、四一〇一一の一部、四一〇一二、四一〇一三の一部及び四一一の一部、字上ノ山八七三一一の一部、八七三一一の一部、八七三一一四の

一部、八七四―一の一部、八七四―二から八七四―四まで、八七四―次一、八七五―一、八七五―二の一部、八七五―三の一部、八七五―四、八七五―五の一部、八七五―六及び八七五―七の一部並びに字正福寺山八七六の一部、八八一―五の一部及び八八一―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 1 名称

伏野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市伏野字狭間谷ノ三九六五から九六七までの一部、字屋敷九六八から九七一までの一部、九七三の一部、九七四―一の一部、九七四―二の一部、九七八―一の一部、九七八―二の一部、九七八―三、九七八―六の一部、九七九、九八〇の一部、九八一の一部、九八二―一の一部、九八三の一部、九八四から九八七まで、九八八の一部、九九一の一部、九九二の一部、九九五の一部、九九六、九九七の一部、九九八の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇〇―一、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三の一部、一〇〇六の一部、二〇一二の一部、二〇一三の一部、二〇一四、二〇一五、二〇一六から二〇一九までの一部、二〇二〇―一の一部、二〇二一の一部及び二〇二二―一の一部、字屋敷ノ老一〇〇九の一部、一〇一〇の一部、一〇一六の一部、一〇一八の一部、一〇二三の一部、一〇二五―一の一部、一〇二五―二の一部、一〇二九―一の一部、一〇三二の一部、一〇三三の一部、一〇三三―一の一部、一〇四〇の一部、一〇四一の一部、一〇四二から一〇四五までの一部、二〇〇六の一部、二〇〇六の一部、二〇〇六―一の一部、二〇〇七―一の一部、二〇〇七―二の一部、二〇〇八、二〇〇九―一、二〇〇九

―二、二〇〇九―四の一部、二〇一〇―一の一部及び二〇一〇―二の一部、字竹ノ谷ノ二一八九二の一部並びに字西風前一九八三―一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

三 1 名称

引地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字精見字飯田三九一の一部及び三九二、字引地前三九三―三の一部、三九三―六、三九四―二及び三九四―三、字引地村内四八八から四九〇までの一部、四九二の一部、四九三、四九四、四九五の一部、四九六から四九九まで、五〇一、五〇二の一部、五〇二―一、五〇二―二、五〇四の一部、五〇五の一部、五〇九の一部、五一一―一、五一一―二の一部、五一一―三、五一一の一部、五一二の一部、五二四の一部、五二四―一、五二五の一部、五二六―一の一部、五二六―二、五二七の一部、五二八の一部、五二九から五三三まで、五三三―一、五三三―四の一部、五三三―五の一部、五三七―一の一部、五三七―二、五三八の一部、五三九の一部、五四〇、五四一、五四一―一の一部、五四二―一の一部、五四二―二の一部及び五四三の一部並びに字大平七八九の一部、七九三、七九四から七九六までの一部、七九七及び七九八並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

小倉(第二)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字小倉字御堂元四〇二の一部、四二二の一部、四一六の一部、四一六―一の一部、四二七の一部、七七〇―次一の一部、七七二の一部、七七二―一の一部、七七二の二、七七三の一部、七七三―次一、七七四―一の一部、七七四―次一の一部及び七七四―二並びにこれらと一体をなす国有地

五1 名称

北山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡八東町大字北山字下向田八〇―一の一部、字手前大畔八二―四の一部、八二―六の一部、八三の一部及び八四の一部、字山根二―九―二の一部、二一九―三の一部、二二一の一部及び二二二、字一ツ山二二三―一の一部、二二三―二及び二二三―三並びに字中前田二五五の一部、二五六―一の一部及び二五六―二並びにこれらと一体をなす国有地

六1 名称

茗荷谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡若桜町大字茗荷谷字岡畑ケ五八―一から五八―三までの一部、六一―二の一部、六一―三の一部、六二、六二―一、六二―二、六三、六三―一、六四、六五―一、六五―二、六六、六六―一、六七から七四まで、七四―一、七五―一の一部、七五―二の一部、七五―三、七五―四の一部、七五―五、七五―六、七六、七七―一の一部、七七―三の一部及び七八の一部、字屋敷廻り八〇の一部、八一の一部、八五、

八五―一の一部、八五―二の一部、八五―四の一部、八六の一部、八六―四の一部、八七の一部、八八、八九―一、八九―二、九〇、九一、九二の一部、九二―一の一部、九三から九五まで、九五―一、九六から一〇〇まで、一〇〇―一、一〇一、一〇一―一、一〇一―二、一〇二から一〇五まで、一〇五―一、一〇六、一〇七、一〇七―一、一〇八から一一二まで、一一二―二、一一四―一及び一一五の一部並びに字屋敷廻り上エ三三〇―三の一部、三三〇―四、三三〇―五の一部、三三〇―七の一部、三三〇―八、三三〇―九、三三〇―一〇の一部、三三〇―一―一から三三〇―一五まで、三三〇―一六の一部、三三〇―三〇の一部、三三〇―三四の一部、三三〇―三六の一部、三三一―三の一部、三三一―四の一部、三三一―五、三三一―六、三三一―七の一部、三三一―八、三三一―九、三三一―一六の一部及び三三一―七の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七1 名称

余戸(第二)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡佐治村大字余戸字谷五五六の一部、五五七の一部、六二九の一部、六二九―二の一部、六三一―一の一部、六三二―一部及び六三三―一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八1 名称

服部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市服部字日南屋敷六一九の一部、六二〇の一部、六二二―一の一部、六二二―二の一部、六二二―三、六二四―一の一部、六二四―

三の一部、六二五―二、六二六、六二七及び六二九から六三三まで、字出口六三四、六三五の一部、六三六―一の一部、一三四一から一三四三までの一部及び一三四六の一部、字穴田六七七―一の一部、六七七―三の一部、六七八の一部、六七九、六八〇―一の一部、六八〇―二、六八二、一三五七の一部及び一三五九の一部、字柿原六八三、六八三―次一、六八三―二、六八四―一、六八四―二、六八五から六八九まで、六九〇の一部、六九一、六九二、六九三の一部、六九五の一部、六九六―一及び六九七から七〇〇まで、字太田七〇八―二の一部、並びに字日南山八九四の一部、九〇〇―三の一部、九〇〇―七、九〇〇―八、九〇〇―九の一部、九〇〇―一二から九〇〇―一八までの一部、九〇〇―二五の一部、九〇〇―二六の一部、九〇〇―二七、九〇〇―二八の一部、九〇〇―三三から九〇〇―三八まで、九〇〇―三九から九〇〇―四一までの一部及び九〇〇―四四から九〇〇―五〇まで並びにこれらと一体をなす国有地

九一 名称

田住地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡会見町田住字萬歳五四一の一部、五七三の一部、五七三―一の一部、五七四、五七五の一部、五七六の一部及び五七六―一の一部

十一 名称

浅井地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡会見町浅井字榎田四〇七の一部、四〇八の一部、四〇九―一の一部、四〇九―三から四〇九―五まで及び四一〇の一部並びに字東

屋敷四六四―四の一部、四六五から四六九までの一部、四七五の一部、四七六の一部、四七七―一から四七七―三まで、四七八―一から四七八―三までの一部、四八一の一部、四八二―一の一部、四八二―二、五〇三の一部、五〇四、五〇五の一部、五〇五―一、五〇六から五〇八までの一部、五〇八―一の一部及び五〇九の一部並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第三百号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年四月一日から施行する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の米子西支店の項中「鳥取県蚕業指導所」を削り、第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の倉吉駅前支店の項中「倉吉市上井町一丁目」を「倉吉市山根」に改め、同表の西伯町農業協同組合の項中

本 所	西伯郡西伯町大字法勝寺
	を

改める。

法勝寺支所	本 所
西伯郡西伯町大字法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺

に

### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

昭和62年度（昭和62年4月から昭和63年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じた定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により昭和62年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月1,800円。年額21,600円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

#### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓜ

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 県 【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】